

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年六月三十日」を「令和六年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の設置期間を延長するため、この条例を定めようとする。